株式会社創健社　定　款

令和５年３月１日　変　更

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社創健社と称し、英文ではＳｏｋｅｎｓｈａ Ｃｏ.,Ｌｔｄ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）保健食品およびその他食料品の製造販売および輸出入

（２）健康機械器具の販売および輸出入

（３）図書の販売

（４）出版業

（５）化粧品類の販売および輸出入

（６）飼料・肥料の販売および輸出入

（７）酒類の販売および輸出入

（８）食品の分析業

（９）健康および環境に関する研修セミナー・コンサルタント業

（10）梱包業

（11）商品運送および発送の請負業

（12）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を横浜市神奈川区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２００万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役の決議によって定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集の時期）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長

となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

2　前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、これを行う。

2　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって、これを行う。

第４章　　取締役および取締役会ならびに監査等委員

（員数）

第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第19条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。

３　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条　当会社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、当会社を代表すべき取締役を選定する。

2　当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じて取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集および議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

2　取締役会を招集するにあたっては、各取締役に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することが

できる。

（取締役会の決議の省略）

第23条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第24条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第28条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第29条　監査等委員会を招集するにあたっては、各監査等委員に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第31条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第32条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第33条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第34条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第35条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第36条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。